

# 飲用井戸等の衛生確保について

## より安心できる飲み水を！

(青森県飲用井戸等衛生対策要領)

有害な化学物質などによる地下水の汚染が全国的に進んでいます。  
利用者の健康を守るため、適切な施設の管理と水質検査を行いましょう。

### ～井戸水を飲用に利用している皆さんへ～

#### 【水質検査】

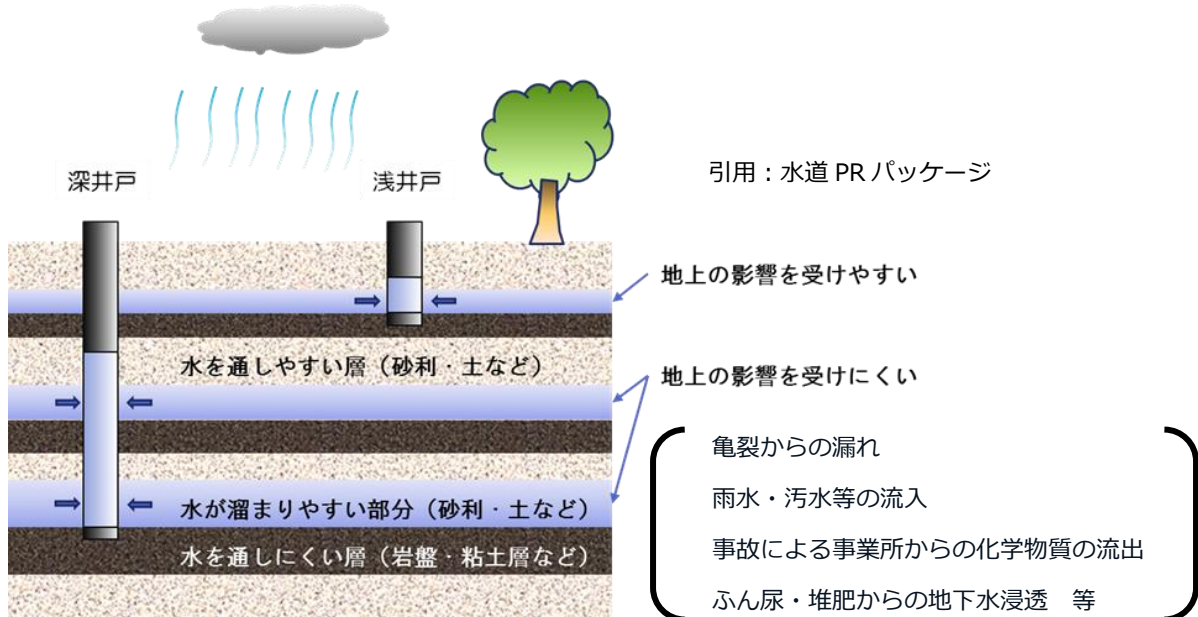
飲み水の安全性を確認するため、次の項目について、1年に1回水質検査をしましょう。

- ①一般細菌、②大腸菌、③亜硝酸態窒素、④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、
- ⑤塩化物イオン、⑥有機物(全有機炭素(TOC)の量)、⑦pH 値、⑧味、
- ⑨臭気、⑩色度、⑪濁度

このほか、トリクロロエチレンやテトラクロロエチレンに代表される有機溶剤や PFOS 及び PFOA など、水質基準に定められた項目についても、周辺の井戸等において汚染が疑われる場合には、水質検査を行い、安全を確認しましょう。

#### 【施設の管理】

1. 施設に人畜がみだりにはいるのを施錠、柵などで防ぎましょう。
2. 施設とその周辺を定期的に点検しましょう。
3. 施設をつくる場合は、水が汚染されるおそれのない場所につくり、また、衛生が確保できる施設であることを確認してから給水しましょう。
4. 井戸水は消毒してから給水しましょう。



地下水は見えないところを「流れて」います。衛生管理には十分ご注意ください。

## ～小規模貯水槽水道を利用している皆さんへ～

### 【施設の管理】

1. 1年に1回、定期的に水槽の掃除をしましょう。
2. 施設の点検を行って、不備な点があれば速やかに改善しましょう。
3. いつも水の色、味、臭いなどに注意して、異常があれば必要な水質検査をしましょう。



引用：水道 PR パッケージ

### 【水質の検査】

1年に1回、給水栓（蛇口）における水の色、臭い、味、色度、濁度及び残留塩素の水質検査をしましょう。

## ～施設の種類～

青森県飲用井戸等衛生対策要領は、法律や条例などの規制を受けない次の施設を指導の対象としています。

- 一般飲用井戸 …… 住宅や寄宿舍等に居住する人に対し、飲用水を供給する施設
- 業務用飲用井戸 …… 学校や工場その他の事業所等に対し、飲用水を供給する施設
- 小規模貯水槽水道 …… 水道事業などからの水のみを水源とする小規模貯水槽（容量5 m<sup>3</sup>を超え、10 m<sup>3</sup>以下）がある施設

## ～水質検査項目の意味と基準～

### 一般細菌

100/ml以下

一般細菌は、多くはいわゆる雑菌で、必ずしも病原菌ではありませんが、汚染を受けない水では、普通、一般細菌は少ないものです。この意味からも、一般細菌が多いということは、汚染の危険信号となります。

消毒が適切に機能しているかの判断基準にもなります。

### 大腸菌

検出されないこと

大腸菌は通常、人や動物の腸の中に生息しています。大腸菌が検出されるということは、その水が人や動物のし尿などで汚染されていることを意味します。

このような水は、消化器系の病原菌で汚染されている可能性がありますので、十分注意しなければなりません。

### 亜硝酸態窒素

0.04mg/L以下

水中の亜硝酸態窒素は主にし尿、下水、窒素肥料等が混じるため、水の汚れの目安となります。

硝酸態窒素及び  
亜硝酸態窒素

10mg/L 以下

水中の亜硝酸態窒素は主にし尿、下水、窒素肥料等が混じるため、水の汚れの目安となります。しかし、深井戸のように酸素の含まれる量が少ない水では、硝酸態窒素が変化して亜硝酸態窒素ができています。

塩化物イオン

200mg/L 以下

自然水には、常に多少の塩化物イオンを含みますが、多くは地質によるものです。しかし、塩素イオンは下水、家庭排水、工業排水、し尿などが混じたために増加することが少なくありません。この意味で、塩素イオンは汚れの一つの目安となります。

有機物（全有機炭  
素（TOC）の量）

3 mg/L 以下

水に含まれる有機物の量で、自然界における動植物の腐敗によるものの他、工業排水、生活排水等の混入によっても増加し、有機物汚濁指標として用いられます。

pH (ℓ°-I㍑)

5.8 以上 8.6 以下

pH 値は7が中性で、6、5、4…と小さくなるほど酸性が強くなり、8、9、10…となるほどアルカリ性が強くなります。

飲料水としては、弱酸性～中性～弱アルカリ性であることが好ましいとされています。

味・臭気

異常でないこと

異常を感じたときは、その水が汚染されている可能性があります。異常な臭気や味の原因は、下水、汚水、工場排水などが混じったり、生物や細菌の繁殖などによる場合が多くみられます。また、塩素消毒をすれば臭いがすることもありますが、不快になるほど塩素を多量に含むことは好ましくないため、塩素消毒にあたっては、注入量に十分注意してください。

色度

5 度以下

色度とは、水中に溶けている物質によって黄褐色などの色がつく度合いをいいます。水に含まれる鉄やマンガンが原因となって色度が増加することがあります。

濁度

2 度以下

濁度とは、水の濁りの度合いをいいます。原因は、泥水などが混じったり、管のなかの錆が溶けだしたりするためです。汚濁物質が無害なものでも、濁るということは汚染と密接な関係がありますので注意が必要です。

### 有機溶剤

※項目によって  
異なる

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなどは金属洗浄剤やドライクリーニングの溶剤などに使用されようになり、地下水や河川水からも検出されています。

これらの化学物質は発ガン性が問題となっており、微量でも注意が必要です。

### PFOS 及び PFOA

0.00005mg/L 以下

〈新たに追加〉

0.00005mg/L = 50ng/L であり、これまで暫定目標値であったものが、令和 8 年 4 月から水質基準に引き上げられました。

難分解性・高蓄積性・長距離移動性という性質があるため、過去に環境へ排出されたものが現在も地下水などから検出されることがあります。

## 問合せ先

最寄りの県土整備事務所又は町村窓口にご相談ください。

各 県 土 整 備 事 務 所	所 在 地	電 話 番 号
東青県土整備事務所	〒030-0943 青森市大字幸畑字唐崎 76-4	017-728-0269
中南県土整備事務所	〒036-8345 弘前市大字蔵主町 4	0172-32-1131
三八県土整備事務所	〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田 7	0178-27-5111
西北県土整備事務所	〒037-0046 五所川原市字栄町 10	0173-34-2111
上北県土整備事務所	〒034-0093 十和田市西十二番町 20-12	0176-23-4311
下北県土整備事務所	〒035-0073 むつ市中央 1 丁目 1-8	0175-22-8581

## 青森県県土整備部都市計画課

〒030-8570 青森市長島1-1-1

TEL 017-722-1111 (代)